

雫石町監査委員告示第 10 号

先に地方自治法第 199 号第 7 項の規定に基づき報告した、令和 4 年度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第 14 項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 29 日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太

雫 総 第 0509033 号

令 和 5 年 9 月 25 日

雫 石 町 代 表 監 査 委 員 小 田 純 治 様

雫 石 町 長 猿 子 恵 久



財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 指 摘 事 項 等 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て
標 記 の こ と に つ い て 、 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に 基 づ き 、
下 記 の と お り 通 知 し ま す 。

記

- (1) 岩手県立雫石高等学校教育振興協議会
(雫石高等学校存続対策支援事業補助金)

[意 見]

令 和 4 年 度 入 学 生 は 22 人 と な り 1 学 年 を 維 持 す る こ と が で き た が 、 少 子 化 の 影 響 に よ り 、
学 生 全 体 の 人 数 が 減 少 し 、 今 後 も 厳 し い 状 況 と な る こ と が 懸 念 さ れ る 。 本 補 助 金 の 目 的 で あ
る 雫 石 高 校 の 存 続 の た め 、 今 後 も 当 該 補 助 金 制 度 の 周 知 活 動 や 雫 石 高 校 の 魅 力 に つ い て 積 極
的 に PR し 、 目 的 達 成 に 尽 力 さ れ た い 。

[措 置 方 針]

雫 石 高 校 の 存 続 の た め 、 入 学 者 の 安 定 的 確 保 の 観 点 か ら 保 護 者 へ の 経 済 的 負 担 軽 減 を 目 的
と し た 支 援 を 継 続 す る ほ か 、 地 域 に 根 ざ し た 魅 力 あ る 学 校 づ く り の PR 活 動 や 当 該 補 助 金 制
度 の 周 知 活 動 を 積 極 的 に 行 い 、 町 内 唯 一 の 公 立 高 校 存 続 の た め の 支 援 を 継 続 す る 。

- (2) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会
(社会福祉法人雫石町社会福祉協議会運営費補助金)

[注 意 事 項]

労 働 基 準 法 の 改 正 に 伴 う 、 月 60 時 間 を 超 え る 時 間 外 労 働 の 割 増 賃 金 に 関 す る 規 定 が 未 だ
就 業 規 則 に 反 映 さ れ て い な い た め 、 遅 滞 な く 整 備 さ れ た い 。

[措 置 方 針]

年 度 末 ま で に 同 規 定 を 就 業 規 則 に 整 備 す る よ う 指 導 し た 。

(3) 鶯宿温泉開発株式会社

(鶯宿温泉開発株式会社運営費補助金)

[注意事項]

賃金規程と職員の労働契約書の内容に差異があった。所管課を通じて理由を確認すると、従前に所属していた鶯宿温泉観光協会の給与体系を引き継いでいたとのことである。この状況を改善するため、今後賃金規程のみならず、就業規則についても再度精査し、職員が安心して勤務できる環境を整備され、鶯宿温泉郷の更なる発展に尽力していただきたい。

[措置方針]

賃金規程及び就業規則について、労働契約書の内容と差異が生じないよう指定管理者へ指導した。

(4) 一般財団法人雫石町スポーツ協会

(一般財団法人雫石町スポーツ協会事業費補助金)

[注意事項]

選手強化費を交付した際、受領印やサインは確認できたが、受領日の記入が一部ないものを確認した。不正行為等を未然に防ぐためにも、受領印やサインと共に必ず記入してもらうよう、当協会に対し指導されたい。

[措置方針]

注意事項を町スポーツ協会に伝え、書類の整備を行い、確認の徹底に努めるよう指導した。

(4) 特定非営利活動法人わらしやんど雫石

(指定管理)

[指摘事項]

① 経費の支出に際し、理事長からの決裁なく、その事務を1人の職員が行っていることを確認した。今後は、支出伺書等による起案及び決裁の事務フローを確立させ、適切な経理事務をされたい。

② 職員の退職時のため、民間の保険会社が販売する退職金保険に2名分加入していた。令和5年3月に職員1名が退職したため、その者に対し当該保険の解約金235,298円の全額が支払われたのかと推測したが、その退職者には50,000円しか支払われていなかった。

その理由について聴取すると、残りの金額は児童館の運営経費に利用したとのことであった。

本来の目的である職員の退職時の給付金を、その目的以外に使用することは好ましい状況ではないため、退職金の目的外使用は控えられたい。

[措置方針]

① 支出伺書等による起案及び決裁後に支出すること、並びに職員の経理事務の体制について、理事長及び事務局長に指導した。

② 職員の退職金の支給に係る規定等を制定し、支出伺書による起案を行うなど、支給額の決定過程を明確にし、適切な支給事務を行うよう指導した。

(5) 特定非営利活動法人まちサポ雫石

(指定管理)

[指摘事項]

雫石町まちおこしセンターを利用する場合、利用許可申請書を指定管理者に提出し、それを受けて指定管理者は利用許可書を交付するものとされているが、実際は、申請書を受領せず、許可書を申請書として利用者に記入させていたことを確認した。施行規則に則った事務手続きをされたい。

[措置方針]

指定管理者において利用許可申請書を提出いただき利用許可書を交付するよう事務手続きを改めた。